

第 8 3 号議案

加東市犯罪被害者等支援条例制定の件

加東市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等により犯罪被害者等が直接受ける被害のほか、うわさ、中傷、報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、プライバシーの侵害等をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等の心情及び置かれている状況その他の事情に応じ、犯罪被害者

等の視点に立ち、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を定め、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(支援金の支給)

第8条 市は、犯罪等の被害による犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として支援金の支給を行うものとする。

(市民等への理解の促進)

第9条 市は、市民等への理解を深めるため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性について、広報、啓発等を行うものとする。

(民間の団体に対する支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体に対し、当該団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第 8 3 号議案 要旨

加東市犯罪被害者等支援条例の制定（要旨）

1 制定理由

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等を支援するための施策を定めることにより犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を定めるものである。

2 制定内容

- (1) 基本理念を定めること。（第 3 条関係）
- (2) 市、市民及び事業者の責務を定めること。（第 4 条～第 6 条関係）
- (3) 相談及び情報の提供等、市民等への理解の促進及び民間の団体に対する支援について定めること。（第 7 条、第 9 条及び第 10 条関係）
- (4) 支援金の支給について定めること。（第 8 条関係）

3 市民への影響

平成 30 年 1 1 月 1 日現在把握している対象者はなし

4 市財政への影響

平成 31 年度予算で 500 千円を措置予定。（遺族支援金 1 名、重傷病支援金 2 名）

5 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

加東市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、加東市犯罪被害者等支援条例（平成 3 0 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 3 7 条第 1 項本文、第 3 9 条第 1 項又は第 4 1 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 3 5 条又は第 3 6 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 重傷病 傷又は疾病の療養に 1 月以上の期間を要するものをいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 犯罪被害者である市民 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害を受けた当時に市民であった者をいう。

（支援金の種類及び額）

第 3 条 条例第 8 条の支援金（以下「支援金」という。）の額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 3 0 万円
- (2) 重傷病支援金 1 0 万円

2 重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族支援金の支給については、2 0 万円を支給するものとする。

（支援金の支給対象者）

第 4 条 支援金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民（当該死亡の時に市民であった者に限る。以下「死亡した犯罪被害者」という。）の遺族のうち、次項及び第 3 項の規定により第 1 順位の遺族となる者
- (2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民

2 前項第 1 号の遺族は、死亡した犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該

当する者とする。

(1) 死亡した犯罪被害者の配偶者

(2) 死亡した犯罪被害者と生計を一にしていた当該死亡した犯罪被害者の子(配偶者の子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に該当しない市民で死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

4 同順位の者が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(支援金の支給の申請)

第5条 支援金の申請をしようとする者(以下「申請者」という)は、加東市犯罪被害者等支援金支給申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族支援金

ア 死亡した犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 犯罪発生時及び死亡時において、死亡した犯罪被害者が市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

ウ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書

エ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金

ア 犯罪被害者である市民の負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書その他の証明書

イ 犯罪発生時において申請者が市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、一の犯罪被害につき、それぞれ一回に限り行うことができる。

3 第1項の申請は、当該犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から1年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支援金の支給制限)

第6条 第3条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる場合は、支援金の支給をしないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発し、又は容認したときその他当該犯罪被害につき犯罪被害者である市民にもその責に帰すべき行為があったとき。
- (2) 犯罪被害者である市民が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。(その組織に属していたことが犯罪行為による被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情により、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき市長が認めるとき。
(支給金の支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の申請があったときは、速やかに提出された書類の審査を行い、支給の可否を決定し、加東市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給金の請求等)

第8条 前条の規定により支給の決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）は、加東市犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第3号）を市長に提出することにより、支援金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求により支援金の交付を行うものとする。

(支援金の支給決定の取消し等)

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) 支給対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、加東市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分について、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて加東市犯罪被害者等支援金返還命令書（様式第5号）によりその返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第11条 前条の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。